

別苑一 昭和六年五月三日

星雲集落總會社

様

中華

六月三日

- 一 資君に持まる支拂計算は割賦へ通りであります。
- 二 計算は間違ひぬり子したる連應を申立て上ります。
- 三 前例に于て計算は組合中の未拂のを除きたる未拂ひとと、古資金を合したるものより後拂のを差引き、其の額を一月下支拂の其の支拂を月給の半額の割合にて支拂ひ其の支拂、済んだ後は退賃手當及余杭金は月給の四分の一の割合にて支拂ふことにして居るのであります。
- 以上の支拂は監視官請傳牒の請件に依つたものでありますして未拂ひとと古資金を合算して二百円以上の人がある事ありまへども、其の支拂を苦痛上し、ち時重役理原の拘束にて其の額を二百円と定められ候過であります。二百円以上に達する方には、其の支拂を一月二百円と制限し、其の額は月に支拂ふ月給の半額に是れを加算して支拂ふこととしたつて落ります。申訴承認の上申ります。
- 四 資君に持まる支拂は別紙提出、別紙提出書に係り
- 一 金 九月三十日
- 一 金 十月三十日

一 金

九月三十日

二 金

九月三十日

三 金

九月三十日

四 金

九月三十日